

全ての児童生徒一人ひとりによりそう ～一人一人が居心地のよい居場所にするために～

本巢市教委委員会

《本巢市におけるいじめ対策の基本方針の決定》

- ・本巢市いじめ防止基本方針
 - ・本巢市いじめ防止対策に関する条例
 - ・本巢市いじめ問題対策委員会
 - ・本巢市いじめ問題対策連絡協議会
- 市の基本方針の策定や見直し、いじめ対策の審議
- ・生徒指導主事会における研修



【未然防止】事前の一策は事後の百策より勝る

地域・家庭

《いじめ根絶に向けた啓発活動》

- ・「ケータイ・スマホ 3ない運動」
 - ・家庭用いじめ発見チェックシート
 - ・地域用見守りチェックシート
 - ・ネットトラブル防止チェックシート
- 家庭や地域でもSOSをキャッチする意識を高める



各小・中学校

《いじめの予防的教育》

- ・いじめ未然防止・対策委員会の設置
- ・道徳教育や学級活動の充実
- ・スクールカウンセラーや相談員等による教育相談の充実
- ・情報モラル教育の充実
- 学校生活では見えにくいトラブルに対する教育
- ・SOSの出し方に関わる教育の実施
- 仲間がSOSに気付き発信することの重要性を教える。



【早期発見】正確・迅速な事実確認

各小・中学校

- ・定期的な「心のアンケート」の実施
- ・年2回のQ-Uの実施
- ・まわりの仲間からの情報

↓
複数の教員による個別の聞き取り調査を同時に実施

いじめの認知

※いじめはどの学校でも起こりうる！
(感性のなさ、対応の遅さを無くす)

地域・家庭

- ・コミュニティ・スクール機能の活用
- ・地域の見守り隊からの情報
- ・保護者からの情報

子どもと保護者へ伝え続ける5つの約束

- ・頑張る子を先生たちは精一杯応援する。 →誰も一人ぼっちにさせない。
- ・仲間を否定する言動には全職員で指導する。 →いじめはチームで対応する。
- ・一番相談しやすい人に相談できる体制を作る。 →SOSを出せる関係作り
- ・その日のうちに解決に向けた動きを作り出す。 →迅速な初期対応を目指す。
- ・いじめを見たら、すぐに大人に話せる関係を築く。 →傍観者から発信者へ。

【初期対応】迅速・誠実な説明

本巢市教育委員会

- ・本巢市版いじめ対策フロー図の作成
- ・専門家の視点によるアドバイス
- スクールロイヤー、臨床心理士等

各小・中学校

- ・24時間以内の解決に向けた動き
- ・いじめ未然防止・対策委員会の開催

地域・家庭

- ・対応の方向の確認・共通理解
- ・家庭での様子の見届け

【継続対応】その後のフォロー

本巢市教育委員会

- ・本巢市いじめ問題調査委員会(重大事態に係る場合)

各小・中学校

- ・継続的な見届け
- 月末の問題行動報告の記録
- ・保護者への定期的な連絡

地域・家庭

- ・家庭の様子の変化の見届け
- ・定期的な連絡・連携

【再発防止】原因究明と指導の改善

各小・中学校

- ・指導過程の見直し、改善
- ・関係者への継続的な見届け
- ・保護者への定期的な連絡

いじめの解消

※被害者が心身の苦痛を受けていない状態であること。
※いじめが止んでいる状態が相当の期間(3か月程度)継続していること。

【関係諸機関との連携】

- ・森川・鈴木法律事務所 058-262-4982
- ・本巢市役所福祉敬愛課 058-323-7753
- ・中央子ども相談センター 058-201-1583
- ・北方警察署 058-324-0110
- ・本巢市適応指導教室 058-323-7763